第十二条第六項の表市町村の項第七号算式Ⅰの符号W^nを同号算式Ⅰの符号T^nとし、同号算式Ⅰの符号X_{17}のア中「0.002」を「0.005」に改め、同号算式Ⅰの符号X_{17}のイ中「0.002」を「0.010」に改め、同号算式Ⅰの符号X_{17}、X_{18}及びX_{19}を同号算式Ⅰの符号U_{17}、U_{18}及びU_{19}とし、同号算式Ⅰの符号U_{19}の次に次のように加える。

U_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.002
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.002

第十二条第六項の表市町村の項第七号算式Ⅰの符号Y_n中「地震防災対策特別措置法（平成７年法律第111号）」を「地防法」に改め、同号算式Ⅰの符号Y^n、Z_{18}及びZ_{19}を同号算式Ⅰの符号V^n、W_{18}及びW_{19}とし、同号算式Ⅰの符号W_{19}の次に次のように加える。

W_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.008
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.008

第十二条第六項の表市町村の項第七号算式Ⅱの符号B中「平成19年度」を「平成20年度」に改める。

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式を次のように改める。

算式	$\dfrac{B+C\times0.7+D\times0.5+E\times0.5+F\times0.3+\sum_{n=12}^{20}(G_n\times H_n)}{+\sum_{n=12}^{20}(I_n\times J_n)+\sum_{n=12}^{20}(K_n\times L_n)+\sum_{n=14}^{20}(M_n\times N_n)+\sum_{n=18}^{20}} \times \dfrac{834{,}000円\times A}{(O_n\times P_n)+\sum_{n=18}^{20}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=20}^{20}(S_n\times T_n)+U\times0.6}{+V}$

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号G_n中「平成19年度」を「平成20年度」に、「平成12年度補正予算債、平成13年度補正予算債、平成14年度補正予算債、平成16年度補正予算債、平成17年度補正予算債及び平成18年度補正予算債」を「平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成20年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債」に改め、同号算式の符号中「$H_{15}=0.0481$」を「$H_{15}=0.0478$」に、「$H_{16}=0.0544$」を「$H_{16}=0.0539$」に改め、同号算式の符号H_{17}中「0.0127」を「0.0383」に、「0.0143」を「0.0578」に改め、同号算式の符号H_{19}の次に次のように加える。

H_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0125
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0125

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号I_n中「義務教育施設整備事業に係る地方債」を「学校教育施設等整備事業債等」に、「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号中「$J_{12}=0.0466$」を「$J_{12}=0.0459$」に、「$J_{13}=0.0475$」を「$J_{13}=0.0469$」に、「$J_{14}=0.0269$」を「$J_{14}=0.0267$」に、「$J_{15}=0.0206$」を「$J_{15}=0.0205$」に、「$J_{16}=0.0233$」を「$J_{16}=0.0231$」に改め、同号算式の符号J_{17}中「0.0055」を「0.0164」に、「0.0061」を「0.0248」に改め、同号算式の符号J_{19}の次に次のように加える。

J_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0054
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0054

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号K_n中「義務教育施設整備事業債」を「学校教育施設等整備事業債等」に、「平成19年度」を「平成20年度」に改め、同号算式の符号中「$L_{15}=0.0206$」を「$L_{15}=0.0205$」に、「$L_{16}=0.0233$」を「$L_{16}=0.0231$」に改め、同号算式の符号L_{17}中「0.0055」を「0.0164」に、「0.0061」を「0.0248」に改め、同号算式の符号L_{19}の次に次のように加える。

L_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0054
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0054

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号M_n中「義務教育施設整備事業債」を「学校教育施設等整備事業債等」に、「平成19年度」を「平成20年度」に、「平成14年度補正予算債、平成16年度補正予算債、平成17年度補正予算債、平成18年度補正予算債及び平成19年度補正予算債」を「平成12年度から平成14年度までの各年度及び平成16年度から平成20年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債」に改め、同号算式の符号中「$N_{16}=0.0155$」を「$N_{16}=0.0154$」に改め、同号算式の符号N_{17}中「0.0036」を「0.0109」に、「0.0041」を「0.0165」に改め、同号算式の符号N_{19}の次に次のように加える。

N_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0036
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0036

第十二条第六項の表市町村の項第八号算式の符号O及びRを同号算式の符号U及びVとし、同号算式の符号P_{19}の次に次のように加える。

P_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0160
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0160
Q_n	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（ＩＳ値0.3以上）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成18年度から平成20年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額		
R_{18}	ア	平成18年度市場公募都市に係るもの	0.0100
	イ	平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0096
R_{19}	ア	平成19年度市場公募都市に係るもの	0.0098
	イ	平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0098
R_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0090
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0090
S_n	地防法に基づく国庫補助率のかさ上げが行われる事業（ＩＳ値0.3未満）に係る経費に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債（平成20年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち市町村立の小学校に係るものの額		
T_{20}	ア	平成20年度市場公募都市に係るもの	0.0125
	イ	平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの	0.0125